

令和 9 年度（2027 年度）豊中市教育委員会スクールソーシャルワーカー募集案内

豊中市教育委員会

豊中市立小学校、中学校及び義務教育学校に派遣するスクールソーシャルワーカーを募集します。

1 応募資格

応募資格は、次の要件を全て満たす者に限ります。

- (1) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者(令和 9 年 3 月末までの取得見込みを含む)。
※資格取得見込みにより応募した者が、令和 9 年 3 月 31 日までに当該資格を取得できなかった場合は、合格又は派遣候補者名簿登録を取り消します。
- (2) スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見及び実践力を有する者。
- (3) 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十号)第十六条(裏面参照)に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者。
- (4) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号。以下「こども性暴力防止法」という。)に基づく犯罪事実確認の対象となることに同意し、同法に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しない者。

2 職務内容

- (1) 課題を抱える児童生徒等に関する事案の整理及びアセスメント
- (2) 児童生徒等及び保護者に対する相談援助
- (3) 校内及び連携ケース会議等における福祉的視点からのアセスメント及びプランニング
- (4) 教職員に対するコンサルテーション
- (5) 学校と関係機関・福祉部局等との円滑な連携及びネットワーク構築に向けた連絡・調整
- (6) 福祉的視点を生かした教職員に対する研修
- (7) 教育委員会が実施する連絡会、研修会等への参加
- (8) その他、教育委員会が必要と認めるもの

3 募集人員

若干名

4 応募の手続

持参による受付は行いませんので、必ず郵送で申し込んでください。

あて先	〒561-0858 大阪府豊中市服部西町 4 丁目 13 番 1 号 豊中市教育委員会 児童生徒課創造活動係
受付期間	令和 8 年(2026 年)10 月 14 日(水)～令和 8 年(2026 年)11 月 10 日(火) (当日消印有効)
申込方法	必ず「簡易書留」で、 長形 3 号封筒(12cm×23.5cm) の表側に「 選考申込 」と朱書きしたもので、下記提出書類に必要事項を記入のうえ提出してください。
提出書類	① 令和 9 年度(2027 年度)豊中市教育委員会スクールソーシャルワーカー応募用紙 ② 作文 ③ 返信用封筒 1 通(長形 3 号封筒【12cm×23.5cm】に 490 円分の切手を貼り、住所、氏名を明記したもの)

5 選考日時・場所等

(1) 面接予定日

令和 8 年(2026 年)11 月 25 日(水)・26 日(木)・27 日(金)・28 日(土)で指定する日

※日時については決定しだい別途通知します。

※応募人数によっては別日になる場合があります。

※災害、感染症の流行その他やむを得ない事情により、選考日時、会場又は選考方法を変更する場合があります。その場合は応募者に別途通知します。

(2) 会場

豊中市立青少年交流文化館いぶき (大阪府豊中市服部西町 4 丁目 13 番 1 号)

(3) 選考方法

書類選考（応募用紙・作文）及び個人面接

【作文課題】小学校内配置型スクールソーシャルワーカーとして取り組みたいこと。

（800 字以内、別紙様式、本人自筆）

(4) 選考基準（主な評価の観点）

- ① 課題を抱える子どもの背景を福祉的視点から見立て、複数の目で見守る校内支援体制を作るとともに、ケース会議等を通じて教職員へ適切なアドバイスができるか。
- ② 教育問題に造詣が深く、親身になって教職員、子ども、保護者の相談に積極的に応じられるか。
- ③ 幅広い識見を持って主体的、自律的に活動を行いながら、教職員と密接に連携して組織的な対応を図ることができるか。

6 選考結果の通知

選考後、受験者全員に対し、結果通知書を郵送します。

7 身分及び派遣までの手続き

本業務は豊中市教育委員会がスクールソーシャルワーカーとして委嘱し、豊中市立小学校、中学校及び義務教育学校に派遣して実施するものであり、労働者派遣契約による派遣ではありません。

- (1) 選考の結果、合格者を派遣候補者名簿に登録します。登録の有効期間は、令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までです。
- (2) 派遣候補者名簿に登録された者のうちから豊中市立小学校、中学校及び義務教育学校へ派遣されることが決定した者に、豊中市教育委員会が「スクールソーシャルワーカー」を委嘱します。
- (3) 学校への派遣は令和 9 年（2027 年）4 月からを予定しており、該当者には、別途通知します。なお、派遣候補者名簿に登録された場合であっても、状況により派遣されないことがあります。
- (4) 派遣候補者名簿に登録された者は、学校配置及び支援体制の構築に必要な手続きが円滑に進められるよう、教育委員会との連絡調整に誠実に協力するものとします。
- (5) 派遣候補者名簿登載者は、こども性暴力防止法その他関係法令に基づく犯罪事実確認に必要な書類を、教育委員会が指定する期日までに提出するものとします。なお、必要な手続きが完了しない場合又は犯罪事実確認の結果その他の事由により委嘱要件を満たさないことが判明した場合は、委嘱又は派遣候補者名簿登録を取り消すことがあります。

8 派遣の条件等

(1) 派遣期間

令和9年（2027年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

(2) 報償（謝礼）

1時間につき4,000円（交通費含む）

(3) 派遣時間・回数

派遣時間は派遣校 1 校につき 1 日 6 時間とし、派遣回数は 1 校あたり年間 20 回から 40 回程度を予定しています。なお、週あたりの派遣日数に応じた校数を担当することを基本とします。別途、1 回 2 時間程度、年 12 回のスクールソーシャルワーカー連絡会等（研修・打合せ等、主に第 2 木曜日に実施）に原則参加していただきます。

※基本的に本市で週 2 日以上従事できる方を募集しています。

※派遣条件等は令和 8 年度（2026 年度）実績を基に記載しており、令和 9 年度（2027 年度）予算の成立状況等により変更する場合があります。

- (4) 活動中の事故、災害補償その他の取扱いについては、豊中市教育委員会が別途定めるところによります。

9 注意事項

- (1) 応募用紙等に虚偽の記載があった場合は、全て無効となります。また、派遣候補者名簿登録後、非違行為・不法行為その他委嘱することが適当でない認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
- (2) 提出書類等は返却しません。
- (3) 返信用封筒には、住所及び氏名を正確に記入してください。住所にはマンション名、号室等まで記入してください。
- (4) 可否についての照会には応じられません。
- (5) 派遣は、応募時の申告内容を基に、学校の状況や支援体制を考慮して行います。応募後に従事条件等の変更が生じた場合は、速やかに教育委員会へお知らせください。
- (6) 活動に当たっては、学校及び教育委員会と連携・協働しながら業務を行っていただきます。
- (7) スクールソーシャルワーカーは、業務上知り得た児童生徒、保護者、教職員その他関係者の個人情報及び秘密について、活動期間中はもとより活動終了後も漏らしてはなりません。また、守秘義務違反その他スクールソーシャルワーカーとして不適切な行為が認められた場合は、委嘱取消しその他必要な措置を行うことがあります。
- (8) 応募により取得した個人情報は、本選考、配置候補者名簿への登録、配置及びこれらに付随する事務のために使用し、法令に基づく場合を除き、本人の同意なくその他の目的に使用しません。また、取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等に基づき適切に管理します。
- (9) 本募集は、令和9年度豊中市予算の成立を前提として実施する停止条件付き事業です。そのため、令和9年度豊中市予算が成立しない場合は、本募集は効力を生じません。また、本募集への応募に要した費用その他の経済的負担について、豊中市は補償を行いません。

10 こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認について

本市教育委員会では、児童生徒の安全を確保するため、こども性暴力防止法に基づき、スクールソーシャルワーカーの委嘱にあたって犯罪事実確認を行います。

犯罪事実確認の対象となる者は、こども家庭庁が運用するシステムを通じて、同法に基づく犯罪事実確認に必要な戸籍情報等を提出していただきます。

犯罪事実確認の結果、同法に規定する「特定性犯罪事実該当者」に該当することが確認された場合その他法令に基づき対象業務への従事が認められない場合は、児童生徒に関わる業務に従事することができません。

また、犯罪事実確認に必要な手続が行われないこと等により、犯罪事実確認を完了することができない場合には、委嘱及び対象業務への従事ができない場合があります。

なお、犯罪事実確認に係る個人情報については、関係法令に基づき適切に取り扱います。

参考

地方公務員法第十六条（欠格条項）

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、処せられた者。
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

<問い合わせ先>

豊中市教育委員会事務局児童生徒課

〒561-0834 豊中市服部西町4丁目13番1号

電話 06(4866)6310 FAX 06(4866)6385

E-mail kyoshounen@city.toyonaka.osaka.jp